

令和6年 12月 20日

宮津市上下水道事業

宮津市長 城 崎 雅 文 様

宮津市水道使用料金等審議会

会 長 山 崎 慎



水道使用料金等のあり方について(答申)

令和6年 10月 30日付けで当審議会に諮問のあった水道使用料金等のあり方について、慎重に審議した結果、下記のとおり意見を集約しましたので答申します。

記

水道は、市民生活や経済活動を支える重要なライフラインであり、安全でおいしい水の永続的な供給が強く望まれる。

しかし、給水人口の減少により給水収益の減収が続くとともに、施設の耐震化や老朽化等への対応など、水道施設の計画的な更新も必要なことから、今後も経営環境は厳しさを増していくものと見込まれる。

このため、水道事業が市の責任において永続的に運営されるためにも、「宮津市水道事業ビジョン」に基づき、各種施策を着実に実行されることが必要不可欠と考える。

以上のことから、当審議会としては、宮津市水道事業の経営基盤の強化を図るため、水道使用料金等のあり方について、次のとおり答申する。

1. 経営基盤の強化について

- 水道事業は、独立採算を基本とする公営企業であることから、より一層の経費節減等に努めるとともに、業務の合理化と効率化を積極的に推進すること。
- 市民への水道事業の理解が深まるよう、水道事業の経営等に関する情報について、積極的な開示に努めること。

2. 水道使用料金の見直しについて

現在の水道事業の経営状況は、令和2年度の料金改定及び経費削減等により黒字で推移しているものの、今後、有収水量の減少や水道施設の更新対応、また、物価高騰等により、近い将来には赤字が見込まれることから、健全で持続的な事業運営ができるよう料金設定されたい。

(1) 水道使用料金の設定

- 単年度の収益的収支の黒字化を図るなど、健全な経営が維持できる使用料金（改定率10%程度）とすること。

(2) 水道使用料金の算定期間

- 令和7年度から令和11年度までの5年間とすること。

(3) 水道使用料金の改定時期

- 料金改定の時期については、必要性や目的並びに改定内容など様々な情報について、使用者へ十分な周知を行った上で施行すること。

3. その他の付帯意見

(1) 水道事業経営の審議

- 大きく変化する社会経済情勢等に鑑み、健全な事業経営に資するよう、適時経営状況の分析を行い、今後も概ね5年ごとに水道使用料金の見直しに係る審議を行われたい。